

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和二十七年二月二十六日(火曜日)午前十時五十八分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君 伊藤 保平君 木内 四郎君
委員 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 澁淵 春次君 小宮山常吉君 小林 政夫君 田村 文吉君 森 八三二君 大野 幸一君 下條 恭兵君 菊田 七平君 油井賢太郎君 木村清八郎君

- 政府委員 大蔵政務次官 西村 直己君 大蔵主計局法務課長 佐藤 一郎君 大蔵省銀行局長 河野 通一君 事務局側 常任委員会専門員 木村常次郎君 常任委員会専門員 小田 正義君 説明員 大蔵省銀行 局長 福田 久男君 同総務課長 榎田 光男君 国民金融公庫総裁 榎田 光男君

○国民貯蓄組合法の一部を改正する法

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業に対する金融問題に関する法律案(平沼彌太郎君)
○委員(平沼彌太郎君) それでは第十七回の大蔵委員会を開催いたします。先ず国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、予備審査及び公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案、予備審査、右二案につき提案理由の説明を聴取いたします。

斜する貯蓄の利子等に対し所得税を非課税とする金額の限度を引上げたこととあります。即ち、現行法におきましては、元本三万円までが非課税となっており、この金額は、戦前に比較いたしました実質的には著しく低いのでありまして、物価の騰貴率、現在の物価水準或いは預金の現状等諸般の事情を勘案いたしまして、元本十万円までを非課税とすることに改めることとしたのであります。
第二点は、二つ以上の国民貯蓄組合に加入することを制限したこととあります。従来の国民貯蓄組合の運営におきましては、時宜に於て、各種の貯蓄組合に加入するよう奨励されたこととありましたが、前に申しました非課税の限度を引上げ、少額貯蓄を奨励する趣旨を考慮いたしまして、この際一つの貯蓄組合のみに制限することが妥当と考へたのであります。
なお、この加入制限の規定に関連いたしまして、現に二つ以上の組合に加入してあります組合員の貯蓄については、これを一つの組合に預け替を行わせる等の措置を講ずることとし、所要の経過的規定を併せて設けている次第であります。

に從いまして作成執行いたしているのではありませんが、従来の規定によりまして、公庫が固定資産の取得に要する経費はその収入支出予算に計上することになつております。併しながら公庫の収入支出予算には、その業務上の損益に關する收支のみを計上し、固定資産の取得費はその支出予算から除外するのが適當であると考えられますので、昭和二十七年年度予算からは、これを収入支出予算に計上し、これを収入支出の取得のため支払得る経費の限度額を予算総則に規定してこれを国会の議決を受けることに改めようとするものであります。
なお、これに関連いたしまして他の規定につきましても所要の整備を固ることにいたしております。
以上がこの二つの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

する貯蓄についての非課税限度を現行三万円から十万円に引上げる点でございますが、この貯蓄組合の貯蓄組合預金の非課税限度につきましては貯蓄組合法が昭和十六年の三月に制定されて以来、數回に互つて限度の引上げを見たのであります。昭和十六年の三月當時にはその限度は三万円であつたのであります。それが十七年の三月には五万円、二十年の十二月には一万円、二十二年の六月には三万円となつて現在に至つておるのであります。そこで二十二年六月の三万円というのは現状から見まして如何にも低いのであります。どういふ標準でこの限度の引上げを考へるべきかということについてはいろいろな観点から見られると思つておられますが、仮に一例として昭和二十二年の六月を基準として東京卸売物価指数を基礎にして考へて見ますと、當時に比較いたしまして七・四三倍に最近はなつておるのであります。そういたしますと三万円をこれに換算いたしますと約二十二万円になるのであります。又CPIを同じような立場で考へて見ますと、二・七三倍に相当いたしまして限度の金額を換算いたしますと約八万円に相成るのでございます。更に又全国銀行預金のうち当座預金を除きました全国銀行預金を基礎にいたしますと六・四五倍になりまして、金額にいたしますと約十九万円になるのであります。これらの事情をも勘案し、又諸般の情勢をも腕

み合せまして、一応十万円という金額に引上げの限度をいたしたいというところにいたしましたわけでございます。

それから改正の第二点である二つ以上の貯蓄組合に同じ人が加入することを制限する規定を新たに設けたのでございませうが、これは過去におきましては幾つもの組合に加入し、できるだけ貯蓄組合制度を活用するという趣旨から、大いに二つ以上の組合に加入することも結構だというふうな指導して参つたことのあるのでありますが、限度が三万円から十万円に引上げられますと、利用の仕方によりましては、所得税の補脱を図ることに濫用される虞れもいよ／＼多くなつて参りますと、

又他面真に少額貯蓄組合を優遇するという趣旨を貫こうという意味合いから考えましても、この際二つ以上の組合に加入するということは制限するほうが適當ではないかという結論に到達いたしましたのでございませう。なおこの二つ以上の組合に加入してはいけないというこの第三条の二の改正案の規定に違反した場合に、どういふふうな措置がとられるかという点でございませうが、この点につきましては、二つの面から考えられるのであります。その一つは国民貯蓄組合法の現行法の第十一条におきましては、一定の場合には三百円以下の、非常に金額は小さいのでございませうが、これは昭和十六年制定當時から変更し、改正になつておりませんで、一応そのまま随願いたすのであります。一定の場合には三百円以下の過料に処するといふ規定がございませう。この一定の場合の中に、途中を省略いたしますと、本法に違反した国民貯蓄組合の関係者で命令で定め

る者を今申上げました一定の場合と言つた二つ以上の組合に加入した者という趣旨のことを規定する予定でございませう。これによつて国民貯蓄組合法第十一条の違反という問題が一つ起つて来ると思つております。なお特に悪質の者につきましては、所得税補脱の意図を以て二つ以上の組合に加入いたしました場合には、所得税法の六十九條の二という罰則の規定がございませうが、その規定に該當するような悪質な場合には所得税法違反という問題も起り得るというところが違反に對しての説明の第二点でございませう。

なお経過的な説明をいたしまして附則の第二項にやや長いわかりにくい規定がございませうが、それを一口に申しますと、原則としてこの法律施行の日から三月以内の現に二つ以上の組合に入つて居る者は一つの組合に名寄せをするを申しますか、集中するような措置をとつて頂く。で、この三月としまして期限の定めのない預金、言い換へれば普通預金というふうなものだけが国民貯蓄組合預金でありました場合には、施行の日から三月はそのままでありませうが、中には定期預金といつたような期限の定めのあるものを含んでおります場合には、その中で最も長い期限のもの例えば三月定期と六ヶ月定期と両方ありました場合には、六ヶ月定期の期限が切れてから三月といふふうに整理期間を置くことにいたしておるのであります。なおその附則第二項の但書のところにあります趣旨は、利息の記入は差支えない、利息を

元加するのは差支えないが、元本を幾つもの組合に殖やすことはいけなから、ただ中心にしようとする一つの貯蓄組合の輪廻する貯蓄についてのみ元本を殖やすのは差支えないが、幾つもの貯蓄組合に三ヶ月の間に元本を殖やすことは元加の場合以外はいけなから、非常にわかりにくい規定でございませうが、そういう趣旨の経過規定を設けておるのであります。

なお御参考までに貯蓄組合の現在の情勢について御説明を申上げたいと思つております。ちよつと資料が教多いことではございませうが、古いのでございませうが、昭和二十六年の三月現在におきまして、貯蓄組合の組合数が十一万五千余でございませう。組合員の数が千八百六十六万六千人余になつております。又貯蓄組合の輪廻いたしました預金の金額が千二百億二千五百余万円になつております。これを前年同期に比較いたしますと、組合の教におきまして一割四分七厘の増加でございませう。又組合員の教におきましては、一割五分一厘の増加でありまして、貯蓄組合の活用は十分残つておる。又今後一層資本の蓄積の重要性に鑑みて、例へば特別定期預金の実施とかその他の貯蓄の増強の措置を講ずる必要があると思つております。その一つの手段としてこの貯蓄組合による預金の増強について一層努力を集めて参りたいと思つておる次第でございませう。簡單でございませうが、御説明を終ります。次に公庫の計算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○委員長(平沼騷太郎君) 次に公庫の計算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐藤一郎君) 提案理由で御説明申上げました通り殆んど申上げることのないような簡単な改正でございませうが、只今お手許に比較表を配付いたしましたのであります。それをお覽になつて下さるとはつきりわかるわけでございます。公庫の予算は御承知のように特別の法律、公庫の予算及び決算に関する法律というものでございませうが、その編成と提出の手續を規定いたしておるわけでございますが、そこにはやはり予算総則を従来から設けておるわけでございます。予算総則にどういふことを規定するかという規定が從來整備されておりました。それで今回それを明らかにいたしました。そうして提案理由で御説明申上げましたように、例の国民金融公庫が固定資産を取得いたしました場合の限度額というものをその予算総則に設ける、こゝういふことにいたしました。従来は予算の歳入歳出の中に固定資産の取得費が入つておつたのでございませうが、元來がこの公庫の予算は損益勘定と申しますか、収入支出といふことを計上するものが本體でございまして、固定資産の取得費といふようなものをここに載せるのは適當でないといふことで特に外して、予算総則のほうでそれを明らかにするといふ仕組に改めたのでございませう。極く簡単な改正でございませうが、あとは文句を、それに應じて手を加えただけでございませう。

○委員長(平沼騷太郎君) それでは只今御説明を頂きました両案について御質疑をお願いいたします。

○小林政夫君 先ず最初の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の第幾限度の引上げは結構でございませうが、この大体十万円が政府当局は満足しておられるわけですか。

○説明員(福田久男君) 先ほど、東京の物価指数、或いはCPI、或いは、預金等を基準にして一応い／＼な見方があると思つてございませうが、基準とした金額を申上げたのでございませうが、例えばCPIを基準といたしますれば八万円という金額も出て参りますし、又いろいろな観点から見ると、特に十万円という数字も、はつきりした是非確定的な金額では計數の上では出て参りませんであります。貯蓄増強という観点のみから見ますれば、免稅限度をもう少し引上げるといふことのほうが、むしろ効果的であると思つてございませう。先ほど申上げましたように、けれども、先ほど申上げましたように、い／＼な観点から総合勘案いたしまして、一応十万円といふことでの際としてはこの程度が適當ではなからうかといふふうな考えをたわけてございませう。

○小林政夫君 この際としては十万円を適當とするといふことはいいのです。將來はこれを殖やすべく努力するつもりであるかどうかといふことではございませう。

○説明員(福田久男君) 今後の情勢に上りましては、できますれば殖やすはうが、これは私も事務的な立場からのお答えでございませうが、できるだけ殖やすことは望ましいといふふうな考へておられます。

○委員長(平沼騷太郎君) それでは只今御説明を頂きました両案について御質疑をお願いいたします。

○小林政夫君 先ず最初の国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の第幾限度の引上げは結構でございませうが、この大体十万円が政府当局は満足しておられるわけですか。

○説明員(福田久男君) 先ほど、東京の物価指数、或いはCPI、或いは、預金等を基準にして一応い／＼な見方があると思つてございませうが、基準とした金額を申上げたのでございませうが、例えばCPIを基準といたしますれば八万円という金額も出て参りますし、又いろいろな観点から見ると、特に十万円という数字も、はつきりした是非確定的な金額では計數の上では出て参りませんであります。貯蓄増強という観点のみから見ますれば、免稅限度をもう少し引上げるといふことのほうが、むしろ効果的であると思つてございませう。先ほど申上げましたように、けれども、先ほど申上げましたように、い／＼な観点から総合勘案いたしまして、一応十万円といふことでの際としてはこの程度が適當ではなからうかといふふうな考えをたわけてございませう。

○小林政夫君 この際としては十万円を適當とするといふことはいいのです。將來はこれを殖やすべく努力するつもりであるかどうかといふことではございませう。

○説明員(福田久男君) 今後の情勢に上りましては、できますれば殖やすはうが、これは私も事務的な立場からのお答えでございませうが、できるだけ殖やすことは望ましいといふふうな考へておられます。

ろく、な社会政策的な意味も含まれておりました関係上、急速に事を処理する必要があつたように聞いております。その関係からいたしまして、最近ぼつ／＼でありますが、二百人なり三百人なりの共同事業を営みます場合に、各個人々々がそれ／＼連帯してその資金を借りられるという形になつたのであります。その中に架空の名義がございましたり、或いは何と申しますか、御本人が知らない間に連帯者の中になつておつたというふうなものがぼつ／＼とあるようであります。只今まで聞きましては、かくのごときことが非常に広汎に行われたというふうなことはございません。ようであるが、そういう例があるということをお最近回収面において発見されて來ておるといふことは、おつしやいませす通りでございます。

○油井賢太郎君 その回収不能率は大体どの見当になる予定ですか。

○説明員(橋田光男君) 実は前々から更生資金の点について申上げておつたつもりであります。公庫の貸付の中で普通貸付のほうは大変に回収の状況がよろしくて、一〇〇％に近いのであります。前々からあります更生資金の貸付のうちで、大体昭和二十一年から始めまして、二十四年くらいまでの間の貸付であります。これは第一次から第四次までの貸付でございますが、このほうは残念ながら回収状況がかんばしくございません。全体といまして現在年賦又は半年賦或いは月賦で以てお返しを頂いておりますのであります。その状況を見ますといふと、大体四五％、こういうことになつ

ております。それで一昨年以來これの合理的な回収につきましていろいろ工夫を凝らしております。各府県市町村当局の御協力も得まして、組織的に或いは償還組合を作り等いたしました。進めて参つたのであります。大体現在では五割を超す程度にまで漕ぎつけて来たのではないかと存する次第でございます。できる限り無理のないところで回収率を高めて参りたい。何とかして二十七年度、来年度におきましては六割から七割見当までこの回収率を高めて行きたいというふうに今計画いたしております。終局的にどういふふうな数字を示しますか、これは何とも今申し上げる段階には到達いたしておりません。

○岡崎眞一君 ちよつと伺いたいのですが、この資料に代理店扱はないという事ですが、それはそれでいいのですか、詳しいことは要らないのですか、この資料に出てくる代理店扱つてゐる割合でございますが、どれくらい代理店というものが利用されてゐるか、ちよつと概教でいいのですか、割合だけおわかりでしたら。

○説明員(橋田光男君) お答え申し上げます。昨年の四月から十二月までの間に代理所におきまして貸出しました件数が三千五百六十一件、金額で二億七千六百万円……失礼いたしました。只今のは十二月分の数字を申し上げましたので非常に少くなりました。実は代理所分の四月から十二月分の集計が手許にございませぬが、概略だけで申し上げますと、大体貸付残高の二割五分見当が……資料が見つかりましたから……代理所で昨年四月から六月までに貸出しました件数が一万九千九百九十

件、金額にいたしました十三億九千七百万円、かよつたになつております。

○岡崎眞一君 これは普通貸付でございますか。

○説明員(橋田光男君) 普通貸付でございます。

○下條義兵衛君 大蔵大臣にお尋ねしたいと思つておつたのですが、政務次官が見えておるようでありますから政務次官にお尋ねいたします。今日出しでもらいました資料を見ましても中小企業、或いは零細企業がこの銀行を如何に活用してゐるかということがよくわかると思つておるかと。又この申込件数に対する貸出が大体三割から四割程度であるといふことはまだこの資金の需要が非常に多くて十分希望を満しておらぬといふことこの表ではつきりしておると思つておるかと。そこで私がお尋ねしたいのは、そういう状況、而も物価の上昇によつて資金の効率が減つて來る際に去年と同じく政府出資は三十億出、だから運用部資金を二十億といふと実際には前年度に比べて二十七年度のほうはこの金庫の業務縮小になると思つておられるか、おふうにお考えになつておられるか、お伺いたしたい。

○政府委員(西村直己君) お答え申し上げます。御承知の通り国民金融公庫はかなり利用されると同時に申込件数が非常に多うございませぬ。たしか今年度は三十億と二十億、五十億の運用資金が新しくそこに加わるわけでありませぬが、同時に回収金を多少予定いたしてあります。従つて昨年よりは必ずしも資金運用について減るとは考えていない。併し私どももいたしましてでき

るだけこれを更に資金を殖やして参りたいのであります。問題は財政のことも勘案して考へて行かなければならぬ。従つて将来に向つて更にこれを補充して参りたい。こういう考えを持っております。

○下條義兵衛君 この前、前回銀行局長の説明を聞きますと、回収金が若干今年度より増加になつても、物価の上昇を考へたりすると、殆んど金額の上において前年度と同じくらいだといふ御説明を聞いておるのであります。私はこれを政府の出資は別としても、この運用部資金は何も二十億でなくとも、つと殖やす方法は今でも可能ではないかと思つておるのですが、その点に對して御説明願ひます。

○政府委員(河野通一君) この前御質問ございましてお答え申し上げたのであります。今後における物価の水準等につきましても、どうもにわかにはつきりとしたことを申上げる段階に至つておりませぬが仮に五％程度物価が上つたといはしますと、今年の運用部資金が大体五％あつたとしまして、九十七、八億になるだろう、それに対して来年度の資金は回収金を含めて百十六億程度となるのは今申上げた通りでございます。その程度の増加は大したことではないじやないかといふことございませぬと思ひますが、今後におきまして、国民金融公庫の性格、或いは使命から申しまして、財政の許す限り資金の拡充に充てたいと考へておることでありませぬが、現在のところでは運用計画に基きまして、一応お手許に差上げてありますように、全部運用に充てております。ただ来年度、具体

的に申上げますと二十八年度への繰越が預金部資金運用として相当多額に上つておるのであります。この点についてはいろいろ御議論もあるものであります。この資金運用部の計画を立てまして、二十八年度の計画を相当多額に見込みましたゆゑんのは、財政のほうでは政府資金全体を含めて、具体的には見返資金及び資金運用部資金を含めた総合的な均衡を持たして、そういうことを維持して行くという観点から、こういうふうな運用計画ができておるのであります。この点についてはいろいろ御批判があると思ひますが、一応そういうふうな観点からいたしますと、再来年度に對しては相当多額の運用部資金としては繰越をいたさざるを得ないという結果になつたのであります。このことを前提にいたしまして、一応すでに資金運用部をいたしましては二十億の国民金融公庫への貸付というものは、ほかにそれ以上増加する余地がないと、こういうことに相成るのであります。二十七年度への繰越が多過ぎるといふことはいろいろ御批判があるといふことは重ねて申上げるまでもないことであると思ひますが、一応私どもはそういう総合的な均衡予算という立場から資金運用部計画を立てた次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

○下條義兵衛君 もう一つ、私はお尋ねしたいのは今この資料についての御説明の際にも代理所の貸付が二割そこそこだと言つておられます。更に前回私のお尋ねしたのに対して申込から貸出までに至る期間が四十五日平均しかかつておると聞いておるのであります。そこで代理所は現在幾つあるか私

的に申上げますと二十八年度への繰越が預金部資金運用として相当多額に上つておるのであります。この点についてはいろいろ御議論もあるものであります。この資金運用部の計画を立てまして、二十八年度の計画を相当多額に見込みましたゆゑんのは、財政のほうでは政府資金全体を含めて、具体的には見返資金及び資金運用部資金を含めた総合的な均衡を持たして、そういうことを維持して行くという観点から、こういうふうな運用計画ができておるのであります。この点についてはいろいろ御批判があると思ひますが、一応そういうふうな観点からいたしますと、再来年度に對しては相当多額の運用部資金としては繰越をいたさざるを得ないという結果になつたのであります。このことを前提にいたしまして、一応すでに資金運用部をいたしましては二十億の国民金融公庫への貸付というものは、ほかにそれ以上増加する余地がないと、こういうことに相成るのであります。二十七年度への繰越が多過ぎるといふことはいろいろ御批判があるといふことは重ねて申上げるまでもないことであると思ひますが、一応私どもはそういう総合的な均衡予算という立場から資金運用部計画を立てた次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

は知りませんが、更に数を殖やして少くも貸出をもつと期間的にもつと詰めるというよりなことに對してどういふお考えをお持ちですか。

○説明員(徳田光男君) おつしやいま

通りでありまして、代理所をできるだけ活用いたしますことは能率の点から、又地域的の分布の点から言つてもよろしいのでございますので、逐次これを増強して参つております。現在は四百五十、若干の銀行と、それから相互銀行並びに信用金庫、それから信用組合、これが私どもの代理店と言われ

ております。それが約四百五十ござい

ます。それからそれを殖やして参りますことと、それから代理所のほうに對

します資金の割当を殖やして参るつもりでございまして、今までのところ、当初の大体全体の二割見当でありま

す。昨年は資金の三割見当を代理店のほうに廻してあります。二十七年度におきましては大体四割見当を廻し得る

のではないかと、こういう工合に立てて

ております。先ほども申し上げますように、かように殖やして参りましたので、昨年の四月から八月までは大体全体の貸付の二割五分見当を代理所でお任せして頂いておるところまで過ぎつたかと、こういうことになつております。

○大野幸一君 この件数にして八万八

千六百六十一件、これは四月から十二月分までとありますので、一カ年だとこれは十万件を超えるわけですか。

○説明員(徳田光男君) これは昨年の四月から十二月までの申込で九万件弱で

ございます。今後一月から三月までの申込を入れますと恐らく十二万件くらいにはなるのではないかと……

○大野幸一君 全職員は何人くらいで

すか。

○説明員(徳田光男君) 職員の現在の数は約千人でございます。

○大野幸一君 そすると百二十件ぐら

いの持つことになるのですね、一カ年。そこで百二十件とすると一カ月十件ということになる、一人の割当が。これは事務が滞滞するのみです。これだけの金融関係を、新しいお客様を調査をして……これでは今下條委員

の言われたように、六十日も百日もかかるはずであると思うのだが、この点

について政務次官、今度の人員、いろいろな関係があるだろうが、この人員を増員することを早急に必要だと思

うのですが、どうですか。

○政府委員(西村直己君) 今回の予算

で百七十人ばかりの増員をやつてお

ります。人間の増員であります。別にそれでは十分でございますせんけれども、一応増員はいたしてあります。

○大野幸一君 それは百七十人増員し

てもこれは殆んど不十分だと思つて

す。こういう事件の取扱に對しては三日に一件を一人が片付けて行かなければならない、百七十人としても、そんなことではこれはいい結果も得られないし、お客様に親切もできないと思

うので、こういう件数の実際から言つて

ほかの役所の取扱件数から言つて非常

にこれは苛酷な労働だと思つて、もう少

し上げられないのですか。人員増加を百七十人ではそれはまだ不十分だと思

う。

○政府委員(西村直己君) その点

は他の金融機関より少し件数の背負い方が

多いという事は私も十分承知いた

します。それなるが故に又予算の許す

範囲で百七十人という増員をいたしま

した。なお金融公庫の職員の給與ペー

スの問題がいわゆる政府職員並みに縛

られておるといふよりなきまつにつ

きまして、関係方面の了解を得られ

ればできるだけこれを遂げたいとい

うことから来る待遇の増強いわゆる超過

勤務とか、そういうことも相当地

をすべきで、それがお客様

の取扱に對しては、それらを十分努力いたしたい

ので、これを十分努力いたしたい

と、こう考へておる次第であります。

○油井賢太郎君 只今の

大野委員の質問に關連するが、国民金融公庫の職員

が公務員になつておるといふのだが、

どうも不合理である。これを改善しな

ければどうしてもその待遇の向上とい

うこともできないといふのが我々の多

年の趣旨であつて、前々国会等にお

いても私も常々要望しておるので

す。未だにそれが実現されておらな

いのですが、もう情勢がこういふふう

に變つて参りました、国会自主性の立場

から法案等の審議も或る程度可能にな

つておるのです。この機会に国民金融

公庫の職員の身分を公務員から外すと

いうことが考へられていんじやない

かと思つておるのですが、政府に熱意がない

といふことと、かく向うのほうへ反映し

ないのです。政務次官としましてその熱

意の程度はどの程度お持ちになつてい

るか、お聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(西村直己君) 誠に油井さ

さんのおつしやる通りで、実は私もこ

の政府委員になります前に、提案者の

一人といたしまして、前回司令部にも

大分折衝に参りました。不幸にして前

回においてはアブルーバルが得られな

かつたのですが、これは国会として協

力し、政府としても十分に理論的にも

なり得るものでありますので、その間

の事情を十分勘案いたしましたして、私

ども政府のほうから努力いたして、同時

に国会の御協力を得て一日も早くこの

問題はすつきり解決をいたしたいと、

こう考へております。

○油井賢太郎君 四月あたりから実現

の運びになるように我々国会議員側と

しても努力をしたいと思ひますが、政

府もその程度のお見込はありますか。

○政府委員(西村直己君) 勿論これは

相手あつての段階におきましては、相

手あつてのことになりますけれども、

併しそれらの事情が漸次変化して参り

ますその間においては、必ず私ども

は、少くとも政務次官としては、十分

解決したいと、こういう考へ方を持

つております。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言

もないようですが、質疑は終了したも

のと認めて御異議ございせんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のあるかたは賛否を明らかに

してお述べを願ひます。

○油井賢太郎君 私はこの改正案に賛

成をいたしますが、国民金融公庫の使

命というものは、一般中小企業の金融面

の打開ということと相待つて非常に国

民の期待を持つておられるところのも

のであります。従つて我々といつたし

ましては今回の改正の三十億程度

の増額であつては、今後物価の上騰、賃金

のペースアップというふうな点から

見て相対的に不十分であると考へられる

のであります。政府におきましては次

回の改正等においてははもつともつとこ

の点を考慮されまして増額方を特に御

配慮願ひたいといふことを希望してお

きます。更に又先ほど政務次官が述べ

になつた金融公庫の職員の問題であ

りますが、これも次回の改正等にお

きましては、政府といたしまして熱意を

以て解決されるように御努力を願ひた

いといふことを希望いたしましたして賛成

であります。

○大野幸一君 私も日本社会党第二控

室を代表いたしましたして本法案に賛成の

意見を表示するものであります。我が

党は、今度予算に對して千八百十八億

の削減の要求をいたしてあります。そ

のうち国民金融公庫に對しては、その

削減された財源を以て百五十億を出

すべしと、こういうことを公表してお

ります通り、一般庶民階級に關する唯

一の金融機関としてこの今日当局から

提出された資料によつても五〇%の要

求を満たすところ殆んどないのであ

ります。僅か三〇%がせいぜいであるよ

うな事実を鑑みまして、我が党の主張

は最も適切を得たものと考へます。こ

の方向に將來政府が向われることを希

望して本法案に賛成の意思を表示する

ものであります。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言

もないようですから、討論は終結した

ものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより採決を

いたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案を原案通り可決することに御賛成

のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致で

でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないとお認めます。

それから本院規則第七十二條により、委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 森 八三一 岡崎 眞一
- 菊田 七平 伊藤 保平
- 田村 文吉 黒田 英雄
- 小林 政夫 大野 幸一
- 小宮山常吉 下條 恭兵
- 木内 四郎 油井賢太郎
- 大矢半次郎 溝淵 春次

○委員長(平沼彌太郎君) 次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、右につき御質疑をお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないとお認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないとお認めます。それではこれより採決を行います。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容については委員長に御任せを願ひ、提出する報告書に御賛成のかたの御署名を御願ひいたします。

多数意見者署名

- 森 八三一 岡崎 眞一
- 菊田 七平 伊藤 保平
- 田村 文吉 黒田 英雄
- 小林 政夫 大野 幸一
- 小宮山常吉 下條 恭兵
- 木内 四郎 油井賢太郎
- 大矢半次郎 溝淵 春次

○油井賢太郎君 銀行局長がお見えになつて居るので、この際金融機関、殊に地方における中小企業対策等の関係の金融機関のあり方という点について御所見を承わつておきたいと思ひます。

それは最近各地において糸へん或いは金へんというふうなもの暴騰、暴落によつて、時々刻々経済状態が變つて参りますが、そういう節においてい

つも犠牲となり、破産者を来たすというふうなもの中小企業に非常に多い。その原因はなにかと申しますと、いと、金融機関から大口に借りておる大資本或いは大企業というものは、これを破綻に傾せしむるということ自体が、金融機関自体のこれ又大きな影響という見地からなかく倒れない、倒さないというふうな形になつておられます。ところが中小企業にあつてはそれに反しまして、金融機関に多少でも欠陥ありとみなすという遠慮なしにこれを演じて行く、極端な言葉で言うところ、そういうふうな形まで行つておるのであります。一例を挙げますと、最近糸へん暴騰が多少悪い、その支払手形と受取手形の時期的ズレが生じ、多少の銀行でゆとりを見せ何か方策を講ずれば円滑に解決するものでも、銀行は遠慮なしに支払手形の期日到来というのを橋にとつて不渡手形を処分してしまふ。そのためにまだ、継続して立ち直るべきチャンスを持つていそふ事業が破綻を来たすという危険が多いのです。こういう件に關して金融機関の行過ぎ是正という事を銀行当局あたりではお考えになつておられるか。若しそういうお考えがあるならば具体的にお示し願ひたいと思ひます。それは大企業あたりでは金融機関と直接交渉して話かまたらなければ日銀当局に行くとか、或いは大蔵省当局と話合つて斡旋してもらふとかいう途があるんですが、小さな中小企業になりますとそういう途が殆んどないのです。それに対する救済策を考えておかれるのが至当じやないかと私は思ふんですが、銀行局長の御意見を承わりたい。

つても犠牲となり、破産者を来たすというふうなもの中小企業に非常に多い。その原因はなにかと申しますと、いと、金融機関から大口に借りておる大資本或いは大企業というものは、これを破綻に傾せしむるということ自体が、金融機関自体のこれ又大きな影響という見地からなかく倒れない、倒さないというふうな形になつておられます。ところが中小企業にあつてはそれに反しまして、金融機関に多少でも欠陥ありとみなすという遠慮なしにこれを演じて行く、極端な言葉で言うところ、そういうふうな形まで行つておるのであります。一例を挙げますと、最近糸へん暴騰が多少悪い、その支払手形と受取手形の時期的ズレが生じ、多少の銀行でゆとりを見せ何か方策を講ずれば円滑に解決するものでも、銀行は遠慮なしに支払手形の期日到来というのを橋にとつて不渡手形を処分してしまふ。そのためにまだ、継続して立ち直るべきチャンスを持つていそふ事業が破綻を来たすという危険が多いのです。こういう件に關して金融機関の行過ぎ是正という事を銀行当局あたりではお考えになつておられるか。若しそういうお考えがあるならば具体的にお示し願ひたいと思ひます。それは大企業あたりでは金融機関と直接交渉して話かまたらなければ日銀当局に行くとか、或いは大蔵省当局と話合つて斡旋してもらふとかいう途があるんですが、小さな中小企業になりますとそういう途が殆んどないのです。それに対する救済策を考えておかれるのが至当じやないかと私は思ふんですが、銀行局長の御意見を承わりたい。

○政府委員(河野通一君) 地方における中小金融、殊に最近における商社方面における整理の問題等に関連いたしまして、中小企業に相当影響がある点についてはお示しの通りであります。が、全体的な私どものほうでつておられます方針は、得てしてたび／＼お示しありますように、すべての金融のしわが中小企業に寄るといふようなことのないように極力それらに対して努力しております。これがためには只今お叱りを受けたわけでありますけれども、国民金融公庫等できるだけ財政の許す限り拡充して行く、又商工組合中央金庫等につきましては、これが資金源の充実と申しますか、確保につきましてそれ／＼具体的な必要措置を講じて参つておるつもりであります。ただこの点につきましては見方によりまして十分でないというお叱りはこれは受けるかと思つてありますけれども、今後商工中金につきましては年末から来年度にかけて政府資金の適当な処置によりまして資金源の確保については十分配慮して参りたい、かように考えておる次第であります。併しなから今お話もありましたように、個々の取引先に対する銀行等の取扱方が非常に不親切である、或いは自分勝手な取扱いだけよければいいというふうな取扱をしておる向きがあらはせんかというお話であります。先ず第一にお断り申上げておかなければならんことは、これは又当然のことでありまして、これも、金融機関、殊に銀行等につきましてはやはり大事な預金者から預かつた預金を運用いたしておるわけでありまして、単なる救済的な金融というよりは、これは預金者の立場を保護する

大切な金を預かつて運用しておる立場からいたしまして、單なる救済的な金融ということ、これは金融機関として、殊に銀行等におきましては、これはできないことである。そういう單なる意味の救済ということであれば、これは別途何らかの措置を別に講じなければならんということに相成るわけだと思ひます。併しながらこの單なる救済であるか、或いは金融のベースに乗るものであるかという点につきましては判断の問題になる場合もあるわけでありまして、殆んど紙一重の問題であるという場合もあるわけでありまして、これにつきましては銀行自体の良識と申しますか、経営全体に対する判断に對し、十分これを信頼して参らなければならんと思つてあります。具体的な問題として潰さなくてもいいものを銀行が勝手なことをしたために潰れたというふうな例は或いはあるかと思つてありますけれども、これらの点につきましては具体的に私どもとしては個々の良識に待つて判断をされる必要になつて来ることも、むやみに銀行さえよければ、債権の回収ができればあとの事業はどうなつてもいいという事は、これは銀行というもの公共的立場から許されることではないのであります。そこあたりの、一方で預金を集めて、その預金を運用しておるといふそういう意味の公共性、産業を育成し、国の経済を円滑に発展せしめるという意味の公共性、この両面の公共性を金融機関は持つておるわけでありまして、この両面を適當に調節して行かなければならんと思つてあります。私どもといたしましてはそういう意味で極く抽象的には銀行等に対

してかね／＼指導はいたして参つてお
りますけれども、個々の判断にまで具
体的な事例は、これは万般の事例があ
るわけでありまして私どももいたしま
してもこの事例はどうか、この事例は
どうかということになりますと、こ
れはなか／＼私自身としても判断が
つかないで、今申上げましたような大
きな筋で銀行を指導してある。従いま
して公共性が両面ある。この両面を両
方生かして行く、併しこれは極端な場
合には両方矛盾するわけでありませ
ら、そこにこの調節の問題が起つて来
る。それから先は銀行自体の公共的使
命に徹した自主的な判断の問題に結局
なる。こういうふうには私どもは了解し
ております。

○油井賢太郎 局長の御意見はよく
わかりました。一つ私は最近の具体
的な例を申上げて、こういうことが金
融機関の一部の考え方であるというこ
とによつて中小企業家が非常な打撃を
こうむるといふ例を挙げて見たいと思
います。それは極く最近京都におきま
して或る染織業者が先ほど申しまし
ように支払手形と受取手形の期的ズ
レのために收拾がつかず、何とか債権
者のほうで猶予をしてくれないかとい
う話があつたのです。それは支払手形
金額は僅かに一千万円です。受取手形
がこれに対して約八百万円見当、而も
銀行に対しては預金は五百万円も
ある、不動産も約五百万円近い評価を
されておる工場があつたのでありま
す。そういうふうな態勢において資
本金は二百五十万円、借入金約二百
万円、大体そんなような形の会社であ
りました。それが支払手形と受取手
形のバランスがとれないために收拾が

つかん、そこで私が頼まれてその
整理に當つて見たのであります。大
体銀行の預金五百万円を外して支払手
形に充当するといふと半分は払えるの
です。そういうふうな見地から銀行と
もよく相談しまして、半分だけは持た
ないか、債権者のほうでは四割切捨て
る、それで改めて不動産に対して百万
円を金融機関で応援しないか、六割、
つまり資金が出れば四割といふものは
棚上げしてもいい、そういうことでま
あ一応解決つたわけなのです。とこ
ろが京都には遺憾ながら本店銀行がな
い、従つて本店であるとか、本店である
とかいふところに相談しなければなら
ない。支店長としては大体よろしいと
いうようなことで一応解決がついた。

ところが大阪にある母店が割引手形に
なつておる、受取手形約八百万円の期
日はずれて二カ月に亘つていますから
それが全部解決がつかないうちは歩積
であるとか定期預金であるとかいふも
のを外すわけにいかんといふことを苦
情を申入れて来たわけのです。金融機
関の支店の考えとしては、割引手形を割
引くときは信用を見ながら、この手形
は確實かといふことを見ながら割引き
している関係上、そういう必要はない
といふのですが、母店としてはそれは
割引手形が落ちないうちは両建になつ
ておる、歩積であるとか定期預金を外
すわけにいかん、こういうふうなこ
とで、折角立て直るべきチャンスであ
る、而も債権者もこれに同調して四割
というふうな莫大な負担までして解決
するといふことを打ち壊してしまつた
というふうな形が起きているのです。
これは金融機関の一存で以て自由自在
になる、これをどうする場合において

一割二割だけを払えよとほどうでも
いいといふような倒産者、破産者の場
合と違つて、十分立ち直るといふよう
な場合に、やはり金融機関の監督権或
いは日銀であるとか、或いは大蔵省当
局あたりが中へ入つてもつこの処理
方について仲裁をする機関でもあつた
ら大変よかつたのじやないかと、かよ
うに思われるのですが、局長としてそ
の点あたりは具体的に何かそういう調
整機関等を各地に設けるといふよう
な御意思があるかどうか、具体的に
お願いしたい。

○政府委員(河野通一君) 個々の取引
について仲裁とかいふようなことをや
るために機関を設ける意思があるかと
いうお話でありましたが、只今のところ
そういうことは考えておりません。
今お示しの例であります、甚だどう
も具体的な話になりました、これに対
して私がいかに悪いかといふことを言
うのもなか／＼むづかしい問題であり
ますし、お話だけ聞いただけでは事情
もよくわからん、そういう意味の裁定
をいたす立場に実は私どももございませ
ん。ただ問題は個々の事例について当
事者間でいろいろうまく話がかない
という場合において、どういふふうな
措置がとられるか、これは例えば京都
等におきまして日本銀行の支店もこ
ざいますし、ここらあたりで相手の銀
行にもよりますけれども恐らく相手の
銀行も日本銀行から或る程度のやつぱ
り借入れをしてる銀行じやないかと
思います。これは想像ですがからわか
りませんが、そういう場合におきま
してはその処置につきまして日本銀行
との取引に繋がつておるわけでありま
すから、個々の場合について或いは日

本銀行の支店について御相談を願うと
いうようなことはあり得ることだと思
います。併し何分にも私として今お示
しのような例をどう思ふかと、こよう
言われましてもなか／＼今この際として
これはどうも銀行が悪いとか、或いは
業者のほうで少しひどいのか、或いは
この問題を申上げるだけの資料もこ
ざいませぬし、皆様方も何日もかか
つてそういう問題を御処置されたわけ
であります、とつさに今私聞かれても
この問題についての回答は期的には
むづかしいかと考えております。重ね
て申上げますが、そういうふうな仲
裁的な機関、政府が入つたような機関
におきまして設ける意思は只今のところ
は持つておりません。

○油井賢太郎 結論に参りますとい
うと、金融機関は確實な定期預金なり
歩積、そういうふうなものを貸出の半面に
両建て持つておるのです。そういうも
のを押えて業者は潰れたつて銀行は一
文も損しない、その代りに取引先の
いわゆる中小企業者はお互いに相互扶助
のよきな精神で以て協調し合つて、債
権が半分近くまでなつても我慢すると
いふような状態になつても、金融機関
は、何れそれによつていふと、
は、これはもう私はたつた一つの例を
挙げたのですが、全国津々浦々しよつ
ちゆうこの問題が起きていると思ふの
です、そうしますと余り金融機関が自
分勝手過ぎやしないかといふ声が出る
のです。従つて金融機関に対する中小
企業者の怨聲の声も起きて来るのは当
然だと思ふのです。これに対して行過
ぎをしないようにやはり大蔵当局あた
りて思ひやりのある解決方法、金融機
関も別に損をしるとは言わなくても時

期的ズレなどについても十分な考慮を
払つて、すぐ不渡手形を以てその業者
を潰してしまふといふような簡単な事
務的でなしにやる方法があつても現在
では然るべきではないかと思ふので
す。そういうふうな方策をとられる御
意思があるかどうか、重ねてお伺いし
ておきたいのです。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申上
げましたように、金融機関といふもの
は授信、つまり授けるほうの信のほう
の公共的な使命を持つておるのにお話
の通りであります。自分だけが債権の
確保があれば、産業界はどうなつても
いい、といつたような立場であるなら
ば、これは銀行といふものはその使命
を達成しておらんことになりませぬ。現
に私どもの承知いたしておりますとこ
ろにつきましても、具体的に名前を申
上げるわけには参りませぬけれども、
取引銀行は自分自身として十分な担保
を取つておる。従つて自分だけ債権を
確保すれば足りるといふことならば、
放つたらかしていいという場合におき
まして、これを放つたらかすことが
日本経済全体に非常に悪い、或いは産
業の全体的発展に対して悪影響がある
という場合には、現に自分の債権は十
分担保で確保されておらん場合も金融
措置をとつております。これは例は幾
らもありません。ただそれは具体的な例
は幾らでも挙げられるのでありますけ
れども、ただしどこで線を引くかとい
うことになりませぬ、具体的には非常
にむづかしい問題だと思ふのです。で、
比較的経済界全体に対する大きな悪影
響がありますものについては割合目が
屈きやすいといふ点もありませんので、
お示しのように一方で大企業について

の面だけは、そういうことに、或いはそれだけ資金化されるといふ意味において資金が出て来るというものはあるでありましようが、その面だけではなく、総合的にやはりインフレーションを、これは木村さんに申上げるまでもないのでありますが、考えて参らなければならぬと思ひますが、その面だけがインフレ的要素であるといふことは、必ずしも断定できないと私も考へておきます。

それから資金運用部におきまして、今お話の貸付というのは、国民金融公庫の問題だと思ひますが、これは二十六年から始めて、ただこの点は国民金融公庫だけでなくして、例の住宅金融公庫につきましても同じような貸付を認め、今後におきましても、二十七年度も、やはり住宅金融公庫及び国民金融公庫について貸付を認めておるわけです。資金運用部の性格として、そういう独自の政府機関に対する資金の供給を今後においても認めて行きたい。ただこの点は資金運用部の資金の全体の力、まあ押と申しますか、全体の量による制約もございまして、優先順位からいたしまして必ずしもそれを多額に無制限にそのほかに貸付ができるかどうかは、これは運用計画全体として考えて行かなければなりませんので、今後におきましても運用計画の一点の重点として、そういう政府機関への貸付は続けて参りたい、かように考へておきます。

委員(平沼彌太郎君) それではちよつと速記をとめて……。

委員(平沼彌太郎君) それではちよつと速記をとめて……。

委員(平沼彌太郎君) それではちよつと速記をとめて……。

委員(平沼彌太郎君) それではちよつと速記をとめて……。

委員(平沼彌太郎君) それではちよつと速記をとめて……。

それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時四十七分散会
二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。
第三条ノ二 一ノ国民貯蓄組合ノ組合員ハ他ノ国民貯蓄組合ノ組合員トナルコトヲ得ズ
第四条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
この法律施行の際現に二以上の国民貯蓄組合の組合員である者については、これらの国民貯蓄組合がこの法律施行の際その者に対しあつて居る貯蓄の全部が期限の定めのないものであるときは、この法律施行の日後三月間、当該貯蓄の全部又は一部が期限の定めのあるものであるときは、期限の最もおそい貯蓄の期限の経過した後三月間を限り改正後の国民貯蓄組合法第三条ノ二の規定を適用しない。但し、当該貯蓄の元本を増加することとなる場合(一の国民貯蓄組合があつて居る貯蓄のみの元

本を増加することとなる場合を除く)は、この限りでない。

二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、漆器類の物品税撤廃に関する請願(第六一五号)
一、理容美容業に対する所得税適正化の請願(第六一六号)
一、帯広市に国民金融公庫支所設置の請願(第六二〇号)
一、清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願(第六三九号)(第六六三号)(第六八八号)

一、石油関係の輸入税免除に関する請願(第六四〇号)(第六七九号)
一、瀧紙等の生産に対する免税点設定の請願(第六九〇号)
一、染料の輸入税撤廃に関する陳情(第三〇二号)
一、在外公館等借入金支払促進に関する陳情(第三〇三号)
一、超過供出奨励金の課税に関する陳情(第三三一号)

第六一五号 昭和二十七年二月九日受理
漆器類の物品税撤廃に関する請願
請願者 香川県高松市北古馬場町一四香川漆器工業協同組合理事長森藤治 外十五名
紹介議員 愛知 樺一君

第六二〇号 昭和二十七年二月十一日受理
帯広市に国民金融公庫支所設置の請願
請願者 北海道帯広市長 佐藤 龜太郎外一名
紹介議員 松浦 定義君

第六三九号 昭和二十七年二月十三日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県佐波郡東村国定 一、三五八 塩原忠一 外一名
紹介議員 石川 榮一君

第六六三号 昭和二十七年二月十四日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県群馬郡倉賀野町 大字下町二、八一一元 陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内 武藤勇太郎外三名
紹介議員 梅洲 錦一君

第六八八号 昭和二十七年二月十四日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県群馬郡倉賀野町 大字下町二、八一一元 陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内 武藤勇太郎外三名
紹介議員 梅洲 錦一君

め、近時経済界の動搖期に直面しては、その業界の進歩発達はおろか企業の維持や技術の保存すら非常に困難を極めているから、漆器類に対する物品税を撤廃せられたらとの請願。

第六一六号 昭和二十七年二月九日受理
理容美容業に対する所得税適正化の請願
請願者 広島市巴里中本町三三 川島脩良
紹介議員 安井 兼君

理容美容業に対する所得税課税の適正化については、第七、および第十国会に請願し採択となつたが、いまだ実現しないのはなほ遺憾である。しかし本業は企業性に乏しく、工業の如く大量生産を可能とする余地は全くなく、その所得内容は、生産ないし商取引における利潤の性質を持たない純然たる勤労による対価であるから一般商工業者としての税率を課するのは不合理である。よつて本業者に対する課税の法的措置を講ぜられたらとの請願。

第六二〇号 昭和二十七年二月十一日受理
帯広市に国民金融公庫支所設置の請願
請願者 北海道帯広市長 佐藤 龜太郎外一名
紹介議員 松浦 定義君

第六三九号 昭和二十七年二月十三日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県佐波郡東村国定 一、三五八 塩原忠一 外一名
紹介議員 石川 榮一君

第六六三号 昭和二十七年二月十四日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県群馬郡倉賀野町 大字下町二、八一一元 陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内 武藤勇太郎外三名
紹介議員 梅洲 錦一君

第六八八号 昭和二十七年二月十四日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県群馬郡倉賀野町 大字下町二、八一一元 陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内 武藤勇太郎外三名
紹介議員 梅洲 錦一君

第六八八号 昭和二十七年二月十四日受理
清二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 群馬県群馬郡倉賀野町 大字下町二、八一一元 陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内 武藤勇太郎外三名
紹介議員 梅洲 錦一君

員に年金下附の請願(二通)

請願者 茨城県久慈郡久慈町泉町一、二五五 木村五郎外四名

紹介議員 菊川 孝夫君 大野 幸一君

この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第六四〇号 昭和二十七年二月十二日受理

石油関係の輸入税免除に関する請願

請願者 静岡県駿東郡御殿場町新橋一、九三八御殿場

紹介議員 菊川 孝夫君

生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受けて原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

第六七九号 昭和二十七年二月十三日受理

石油関係の輸入税免除に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市東北区陸運協議会内 千葉五郎外一名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第七〇九号 昭和二十七年二月十日出

昭和二十七年三月一日印刷

日受理 硫銻等の生産に対する免税点設定の請願

請願者 高知市中久万八八 北村東海九十五名

紹介議員 入交 大藏君

硫銻の製造が許可されることになったが、生産品の上下を問わず、さらに旧式の硫銻の改造まで、四割の生産税が課せられている上に、狩猟者に対しては約四千四の狩猟税が課せられている。このような課税の重複により業者の倒産、使用者の減少となつて、(一)単発硫銻にありては生産価格一万五千円以下のものに、(二)連発硫銻にありては生産価格三万円以下のものに、(三)連発または、自動硫銻については生産価格五万円以下のものそれぞれ物品税施行規則第一条の適用による免税点を設定せられたいとの請願。

第三〇二号 昭和二十七年二月十一日受理

染料の輸入税撤廃に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋本町三ノ九日本繊維クラブ内日本繊維協議会内 阿部孝次郎外十二名

日本の染色工業は世界水準よりはるかに遅れており、わが国輸出各種繊維品の大部分を占める染色加工品の堅牢染色への切り換は国策として急を要するものであるが、現在染色加工の主要原料たる染料中国内において生産されないか、あるいは生産されても極めて少量で、到底その需要を満たしえない高級染料の輸入に対して高率の関税を課しているため、わが国輸出額の半ば

近くを占める輸出繊維産業の発展を阻害しているから、現行各種染料の輸入関税を撤廃せられたいとの陳情。

第三〇三号 昭和二十七年二月十二日受理

在外公館等借入金支払促進に関する陳情

陳情者 広島県呉市辰川町二五 酒井紀一

済南の引揚者は多大なる困難を冒し殆んど丸裸で帰国したのであるから、当時の在外公館借入金と済南の上直ちに予算化して支払うとの済南総領事の公約に基づきすみやかに予算化して本借入金当時の直価(法定レート)によつて金額を返済せられたいとの陳情。

第三一一号 昭和二十七年二月十三日受理

超過供出奨励金の課税に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木定壽 治外七名

政府は国内食糧需給事情によりみて相当数量の超過供出を要請しているが、超過供出は一部飯米までも供出することとなり、しかも相当の諸経費を必要とするものであるから、奨励金に対する課税については、超過奨励金についてのみ源泉課税することとせられたいとの陳情。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

塩田等災害復旧事業費補助法の

一部を改正する法律案 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分については、第三条第一項の規定による補助金の金額は、同条第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八
二 塩田防災施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九
4 前項の地域は、公社の総裁が指定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法(以下「法」という。)第四条の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならない。

3 法第五条の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五条第一項中「第三条の規定により交付することができる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三条第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替へるものとする。

4 この法律施行の際までに法第三条第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四条の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四条及び第五条の規定の適用については、法第四条中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五条中「第三条」とあるのは「第三条及び附則第三項」とする。

5 法第三条第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六条第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第一項」とあるのは「前条第二項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六条第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第二項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六条第三項中「第三条」とあるのは「第三条及び附則第三項」と読み替へるものとする。

参議院事務局

印刷者 印刷局